

安城市監査公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 7 年 1 月 27 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

令和7年1月27日

安城市長 三星元人様

安城市監査委員 中西肇

安城市監査委員 法福洋子

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和6年11月5日から12月26日までの間に実施した子育て健康部保育課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和7年3月10日（月）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

補助金交付事務において、補助事業等実績報告書の提出を受けていないものが見受けられたため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

安城市補助金等の予算執行に関する規則第8条第1項の規定により、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書の提出を受けなければならない。